

中野区国民健康保険条例新旧対照表

改正案	現行
目次 (略)	目次 (略)
第 1 条～第 9 条の 10 (略) (出産育児一時金)	第 1 条～第 9 条の 10 (略) (出産育児一時金)
第 10 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>380,000 円</u> を支給する。	第 10 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>350,000 円</u> を支給する。
2 (略) (普通徴収に係る保険料の納期限)	2 (略) (普通徴収に係る保険料の納期限)
第 18 条 法第 76 条の 3 第 1 項の規定による普通徴収に係る保険料の納期限は、6 月から翌年 3 月までの各月の末日(12 月にあつては、翌年の 1 月 4 日)とする。	第 18 条 法第 76 条の 3 第 1 項の規定による普通徴収に係る保険料の納期限は、6 月から翌年 3 月までの各月の末日(12 月にあつては、翌年の 1 月 4 日)とする。 <u>ただし、前年度分までの保険料の納期限は、</u> <u>区長が別に定める各月の末日(12 月にあつては、翌年の 1 月 4 日)とする。</u>
2 (略) (普通徴収に係る保険料の納付額)	2 (略) (普通徴収に係る保険料の納付額)
第 18 条の 2 前条第 1 項本文の各納期の納付額は、年額の 10 分の 1 とする。	第 18 条の 2 前条第 1 項本文の各納期の納付額は、年額の 10 分の 1 とする。 <u>ただし、同項ただし書の各納期の納付額は、区長が別に定める額とする。</u>
2 (略) (賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)	2 (略) (賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)
第 19 条 保険料の賦課期日後に、納付義務が発生し、又は 1 世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは <u>減少し、若しくは 1 世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは 1 世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合における当該納付義務者に係る第 14 条の 4 若しくは第 15 条の 5 の基礎賦課額、第 15 条の 10 若しくは第 15 条の 13 の後期高齢者支援金等賦課額、第 16 条の 2 の介護納付金賦課額又は次条各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日又は 1 世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第 6 条第 1 号から第 8 号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においてはその減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)</u> 若しくは 1 世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた日 <u>若しくは 1 世帯に属す</u>	第 19 条 保険料の賦課期日後に、納付義務が発生し、又は 1 世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは 1 世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた場合における当該納付義務者に係る第 14 条の 4 若しくは第 15 条の 5 の基礎賦課額、第 15 条の 10 若しくは第 15 条の 13 の後期高齢者支援金等賦課額、第 16 条の 2 の介護納付金賦課額又は次条各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が <u>発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは 1 世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた日の属する月から、月割をもつて行</u> う。

る被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなつた日の属する月から、月割をもつて行う。

- 2 保険料の賦課期日後に、納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4若しくは第15条の5の基礎賦課額、第15条の10若しくは第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額、第16条の2の介護納付金賦課額又は次条各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

- 3 区長は、前2項の規定による保険料の額の算定が行われたときその他必要があると認めるときは、前2条の規定にかかわらず、別に納期限及び各納期の納付額を定めることができる。

- 4 前項の場合（保険料の額が変更された場合に限る。）において、変更される前の各納期に納付された保険料の額の合計額が変更された後の保険料の額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該保険料の納付義務者の未納に係る徴収金に充当するものとする。

- 5 第15条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による保険料の賦課について準用する。

第19条の2～第23条 （略）

（保険料の減免）

第24条 区長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができる。

- (1) 災害その他特別の事情により生活が著しく困難となつた者
(2) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。以下「旧被扶養者」という。)の属する世帯の納付義務者

ア 被保険者の資格を取得した日において、65

- 2 保険料の賦課期日後に、納付義務が消滅し、又は1世帯に属する被保険者数が減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合における当該納付義務者に係る第14条の4若しくは第15条の5の基礎賦課額、第15条の10若しくは第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額、第16条の2の介護納付金賦課額又は次条各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が消滅した日、又は被保険者数が減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は被保険者数が減少した場合においては、その消滅し、又は減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

- 3 第15条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による保険料の賦課について準用する。

第19条の2～第23条 （略）

（保険料の減免）

第24条 区長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができる。

- (1) 災害その他特別の事情により生活が著しく困難となつた者
(2) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)の属する世帯の納付義務者

ア 被保険者の資格を取得した日において、65

歳以上である者 イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となつた者に限る。)の被扶養者であつた者 (ア) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第 3 条第 2 項の規定による日雇特例被保険者を除く。 (イ) 船員保険法の規定による被保険者 (ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員 (エ) 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者 (オ) 健康保険法第 126 条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第 3 条第 2 項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第 126 条第 3 項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。 2 (略) 3 <u>第 1 項第 1 号に該当する者に係る保険料の減免は、当該減免に係る申請の日以後の納期限に係る保険料から適用し、同項第 2 号に該当する者に係る保険料の減免は、旧被扶養者の資格を取得した日以後に係る保険料から適用する。</u> 4 第 1 項の規定により、保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を区長に申告しなければならない。 第 24 条の 2～第 29 条 (略) 附 則 第 1 条～第 5 条 (略) (株式等に係る譲渡所得等に係る保険料の減額の特例) 第 6 条 (略) 2 (略) 3 地方税法附則<u>第 35 条の 3 第 11 項</u>の規定の適用がある場合における第 1 項の規定の適用については、	歳以上である者 イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となつた者に限る。)の被扶養者であつた者 (ア) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第 3 条第 2 項の規定による日雇特例被保険者を除く。 (イ) 船員保険法の規定による被保険者 (ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員 (エ) 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者 (オ) 健康保険法第 126 条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第 3 条第 2 項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第 126 条第 3 項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。 2 (略) 3 第 1 項の規定により、保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を区長に申告しなければならない。 第 24 条の 2～第 29 条 (略) 附 則 第 1 条～第 5 条 (略) (株式等に係る譲渡所得等に係る保険料の減額の特例) 第 6 条 (略) 2 (略) 3 地方税法附則<u>第 35 条の 3 第 13 項</u>の規定の適用がある場合における第 1 項の規定の適用については、
--	--

同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

第7条～第11条 (略)

附 則

1 この条例は、平成21年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第18条第1項ただし書を削る改正規定、第18条の2第1項ただし書を削る改正規定並びに第19条、第24条及び附則第6条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第10条第1項の規定は、施行日以後に出産した被保険者の当該出産に係る出産育児一時金から適用し、同日前に出産した被保険者の当該出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第13項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

第7条～第11条 (略)

中野区国民健康保険条例の一部改正について

1. 改正理由

- (1) 産科医療補償制度創設に伴い、分娩機関が民間保険会社に支払う損害保険料が分娩費用に上乗せされることから、出産育児一時金を3万円増額する必要がある。
- (2) 賦課期日後の被保険者資格等の変動があった場合の保険料計算方法等について関連条文を整備する必要がある。
- (3) 旧被扶養者に対する減免を資格発生時から遡及適用することを条例上規定する必要がある。
- (4) 地方税法の一部改正に伴い附則の条がずれたため、関連条文を整備する必要がある。

2. 改正内容

- (1) 出産育児一時金の額を次のとおり改める。
出産育児一時金 350,000円を380,000円に改正する。
(第10条)
- (2) 賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合の賦課、納期限及び各納期の納付額並びに還付及び充当に関する条文を整備する。(第19条)
- (3) 保険料の減免に係る適用期日についての規定を設ける。(第24条)
- (4) 地方税法の一部改正に伴い関連条文を整備する。(附則第6条)

3. 施行時期

公布の日から施行する。

ただし、出産育児一時金の改正については、平成21年1月1日から施行する。
(平成21年1月1日以降の被保険者の出産について適用する。)

産科医療補償制度について

1. 産科医療補償制度とは

分娩に係る医療事故により脳性麻痺となった児やその家族の経済的負担を補償する民間の制度。

原則として、すべての分娩機関がこの制度に加入する必要がある。

* 脳性麻痺発生率は0.2%程度、全国で年間2,300～2,400人と想定

【イメージ図】

